

会 議 録					
行田市教育委員会 令和5年第2回 2月定例会					
招集年月日	令和5年2月2日(木)			開会場所	行田市産業文化会館 2A会議室
開閉の時刻 及び宣言者	開会	2月 2日(木)	午後 2時00分	教育長 齋藤 操	
	閉会	2月 2日(木)	午後 4時00分	教育長 齋藤 操	
教育長	齋藤 操	教育長職務代理者	鹿山 高彦	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名		摘 要		
1	齋藤 操				
2	鹿山 高彦				
3	飯塚 千十世				
4	大澤 恵子				
5	大竹 洋平				
議 事 参 与 者				書 記	
教育部長		小池 義憲		書記長 長島 浩司	
教育部次長				書記次長 横田 嘉織	
兼教育指導課長		石崎 昌稔		書記 久積 史明	
教育総務課長		長島 浩司			
学校給食センター所長		小林 誠			
生涯学習スポーツ課長		野口 啓司			
文化財保護課長		中島 洋一			
教育文化センター所長					
兼中央公民館長		新井 大			
図書館長					
兼視聴覚ライブラリー館長		柿沼 誠			
郷土博物館長		鈴木紀三雄			
教育部副参事		嶋村 理彦			
教育部副参事		岡部 将弘			
教育支援センター所長		田口 範幸			

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況		<p>市民憲章唱和（省略）</p> <p>教育長 本日の会議日程は議案6件である。日程第1、日程第2及び日程第5の3議案は、議会案件であることから非公開、議事録については議会終了後となるので公開とし、その他の案件は公開としてよろしいか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長 日程に先立ち、1月定例会の会議録について事務局に報告を求める。</p> <p>書記次長 1月定例会会議録報告</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p>	
	<p>議案第6号 行田市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育指導課長 本案は、行田市いじめ問題対策連絡協議会委員15名のうち2名の委員について、選出母体である団体の人事異動及び役員改選に伴い、新たに委員を任命するものである。 新たに委嘱する委員の石川氏は、行田警察署職員の後任者、遠藤氏は、民生委員の後任者となる。 任期は前任者の残任期間として令和6年8月17日までである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p>	

	<p>議案第7号 行田市立小・中学校の令和5年度学校給食年間実施計画について</p>	<p>鹿山委員 協議会の開催状況はどのようなか。</p> <p>教育指導課長 これまでに開催はないが、3月に開催予定である。</p> <p>大竹委員 どのような協議がされるのか。</p> <p>教育指導課長 行田市におけるいじめ問題について、関係機関がどのように連携して取り組んでいけば良いかを情報共有また協議するものである。</p> <p>大竹委員 いじめを予防するというものか。</p> <p>教育指導課長 予防という部分も含め、行田市の実態の情報共有を行いながら、今後どのように取り組んでいけば良いか、協議するものである。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校給食センター所長 本案は、行田市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則第6条第2項に「年間の給食実施計画回数は、教育委員会が定めるものとする。」とあることから、令和5年度学校給食年間実施計画案について審議いただくものである。</p> <p>年間給食実施回数は、条例施行規則第6条第1項に「給食は、年間を通じて原則として週5回を授業日の昼食時に実施するものとする。」とあることから、合計191回の給食を提供しようとするものである。</p> <p>各学期の給食開始日及び終了日は、各学期の給食開始日と終了日を定めたものである。</p>
--	--	---

		<p>なお、来年度は、老朽化した調理施設機器類の更新を予定しているが、工事に要する期間については、学校の授業時間や行事等に配慮して確保する必要があることから教育指導課との協議内容を踏まえ、第2学期の12月11日（月）から12月20日（水）までの8日間を「特別給食」として給食の提供を維持するものである。</p> <p>小学校第1学年児童の給食費、中学校第3学年生徒の給食費については、それぞれ4月と3月の当該学年の給食の提供日数が少なくなっていることから、給食費の月額を半額とするものである。</p> <p>給食費の額については、条例施行規則第7条の規定に基づくものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>大澤委員 給食における黙食については、地域の実態に合わせて検討するようという趣旨の文部科学省の通知があったと思うが、今後、黙食はどのように変わっていくのか。</p> <p>教育指導課長 現在のところ、本市において、感染がゼロとなった学校がないため、黙食を継続している現状である。 今後においては、国や県の通知に基づき、市教委で検討し各学校へ通知をしていきたいと考えている。 マスクを外していいという状況になれば、黙食をやめ、以前のように楽しく給食の時間が過ごせることになるのではないかと考えている。</p> <p>飯塚委員 特別給食の詳細を説明してほしい。</p> <p>学校給食センター所長 安心安全な給食を持続的に提供するため、老朽化した給食センターの施設改修を行うが、冬休み期間では工期が足りないため、8日間を特別給食とするものである。</p>
--	--	--

		<p>8日間は、おかずが調理できなくなるため、弁当を持参してもらうことも検討したが、家庭の負担軽減を考慮し、主食と飲み物を中心とした給食で、今後、栄養士と献立について検討していく。</p> <p>飯塚委員</p> <p>おかずが調理できず、主食と飲み物だけでは、栄養のバランスを心配する保護者もいるかと思う。例えば、主菜、副菜をお弁当で持って来ても良い、という考えもあるのか。</p> <p>学校給食センター所長</p> <p>主食について、おにぎりの具材や総菜パンなど栄養価を考慮したものを検討したい。</p> <p>教育部長</p> <p>家庭に負担をかけないため、おかずの持参は考えていない。主食や飲み物の量を増やすことなどで対応していきたい。</p> <p>鹿山委員</p> <p>学校給食は、単に食事を提供するものだけでなく、子供たちの健康を担うという非常に重要な役割もあると考えている。不足しがちな栄養素である鉄分の摂取状況はどのようなか。</p> <p>学校給食センター所長</p> <p>鉄分については、学校給食摂取基準において、小学校は1食当たり3mg、中学校は4.5mgと定められている。</p> <p>直近の状況は、1月平均が小学校3.6mg、中学校4.3mg、12月平均が、小学校3.9mg、中学校4.8mg、11月平均が、小学校3.3mg、中学校4mgという状況となっている。</p> <p>鹿山委員</p> <p>植物性の食材よりも動物性の食材の方が鉄分の吸収率が高いということである。献立しにくいと思うが、よろしく願います。</p> <p>学校給食センター所長</p>
--	--	---

	<p>議案第9号 行田市郷土博物館資料評価 委員設置規則の一部を改正 する規則について</p>	<p>委員の指摘内容を踏まえ、今後も研究していく。</p> <p>大澤委員 学校給食を通して子供たちが食べることの大切さと楽しさを感じることができるように、食育等の指導をお願いしたい。 引き続き、魅力のあるおいしい給食となるよう調査研究に努めていただきたい。</p> <p>学校給食センター所長 栄養教諭の先生方と情報共有し、食育の推進等に努めていく。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>郷土博物館長 本案は、博物館法の一部改正により、引用している行田市郷土博物館資料評価委員設置規則の一部に条項ずれが生じるため、該当する条文の一部を改正するとともに、用語の整備を行うものである。施行日は、令和5年4月1日である。 なお、資料評価委員は、郷土博物館が購入しようとする資料の真偽、学問的価値、価格について意見を述べるもので、購入しようとする資料の予定価格が50万円を超えるものについて適用するものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 どのくらいの頻度で協議等が行われるのか。</p> <p>郷土博物館長 定期的に行うものではなく、資料を購入しようとする都度、委員を委嘱するものである。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p>
--	---	---

	<p>議案第4号 令和4年度一般会計教育費 補正予算について</p>	<p>教育長 これより非公開とする。</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案は、3月定例会市議会に補正予算を上程するため、教育委員会へ諮るものである。 歳出は、10款教育費、2,126万3千円の追加である。 4項1目社会教育総務費は、指定管理料の追加措置を講じるものである。 産業文化会館と埼玉県行田地方庁舎の共有部分について、行田市と埼玉県で共同管理を行っているが、その共有管理委託契約について令和4年9月末をもって終了となり、その後新たに契約を締結した結果、共有管理委託料の本市負担部分が増額となったことによるものである。 5項1目保健体育総務費、◎スポーツ振興費は、市民体育祭等を中止したことに伴い、減額措置を講じるものである。 同じく、保健体育総務費、◎学校保健費（教育総務課）は、小中学校の感染拡大防止に必要な物品を購入するものである。 繰越明許費補正については、小中学校感染拡大防止対策事業において、事業実施が年度を跨ぐことから繰越明許費を設定するものである。 債務負担行為については、すでに設定している産業文化会館指定管理に係る債務負担行為について、限度額を増額し、4億4,599万5千円としようとするものである。 次に、14款国庫支出金、2項6目教育費国庫補助金は、感染症対策に対するもので、補助対象基本額の2分の1を見込むものである。 19款繰越金は、補正財源として、前年度繰越金を措置するものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 繰越明許費を設定する小中学校感染拡大防止対策事業のどの</p>
--	--	---

	<p>議案第5号 令和5年度一般会計教育費 予算について</p>	<p>部分を繰越するのか。</p> <p>教育総務課 補正予算の歳出として計上した全額を繰越して、来年度にかけて事業を執行するということで考えている。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記議案朗読</p> <p>教育部長 議案第5号について、教育費の概要及び歳入歳出予算を説明する。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 スクールバスの位置情報システムの稼働状況はどのようなか。</p> <p>教育総務課長 運行している3台のバスに設置しているもので、学校はバスの運行状況について定期的に確認している。保護者については、毎日ではないが、子供の下校時間等を確認しているようである。</p> <p>鹿山委員 システムについて、使いにくい等の意見はないか。</p> <p>教育総務課長 直接は聞いていない。</p> <p>鹿山委員 校舎維持管理費及び生涯学習スポーツ課関係経費にある遊具点検作業委託料は、学校や公園の遊具を点検するものという理解でよいか。</p> <p>教育総務課長</p>
--	--	--



		<p>そのとおりであり、事故が起きないように遊具を点検するものである。</p> <p>鹿山委員 バナナ型滑り台で落下事故が起きているという報道があったが、本市には設置されているか。</p> <p>生涯学習スポーツ課長 当課が所管する施設に設置はない。</p> <p>教育総務課長 学校施設に設置はない。</p> <p>飯塚委員 特別支援教育推進費において、会計年度任用職員が減っているが影響はないか。また、印刷製本費の内容は何か。</p> <p>教育指導課長 特別支援学級等で支援の補助を行うきらきらサポーターについては、学校の状況等により予算計上したものである。 印刷製本費については、通級指導教室、ことばの教室を周知するための新たなパンフレットを作成するものである。</p> <p>大澤委員 産業文化会館管理費において、舞台の空調を修繕するという説明があったが、ホール内の温度調整のために行うものか。</p> <p>生涯学習スポーツ課長 客席の空調を3年に行ったが、舞台の空調を行わないと客席にも影響がでるとのことから今回は舞台の空調修繕を提案したものである。</p> <p>大澤委員 青少年教育費の放課後子ども教室委託料について、予算はどのように配分されているのか。</p> <p>生涯学習スポーツ課長</p>
--	--	--

	<p>議案第8号 行田市郷土博物館協議会条例の一部を改正する条例について</p>	<p>予算は事業規模に応じて配分しており、地域の実行委員会と契約し、事業を実施するための教材費や講師料、概ね3～4万円を支払っている。</p> <p>大澤委員 講師料の基準等はあるのか。</p> <p>生涯学習スポーツ課長 県の基準をもとにしている。</p> <p>大澤委員 ホップ・ステップ・ジャンプ外国語教育事業費において、ALTの減員の考えを聞きたい。</p> <p>教育指導課長 小中学校において13人を10人とするものであるが、デジタル教科書等のICTの活用をすることで、補填したいと考えている。</p> <p>教育部長 予算説明では触れていないが、来年度も中学生の学校給食は無償化を継続する。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>郷土博物館長 本案は、博物館法の一部改正により引用している行田市博物館協議会条例の一部に条項ずれが生じるため、該当する条文を一部改正するとともに、用語の整備を行うものである。 施行日は、博物館法改正の施行日と同じ令和5年4月1日とするものである。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長</p>
--	--	--

		以上で本日の定例会を閉会とする。
--	--	------------------

その他特に重要と認める事項

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教育長

委員

委員